

公 示

下記農地は農地法第32条第1項第1号に該当する農地であるので、同条第3項に規定に基づき公示する。

令和 4年10月 5日

鉾田市農業委員会会長 飯岡 政



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	地積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条第1項の該当号	農地の所有者等の情報
二重作字綿戸 1176 番	畑	201	所有権	1号	名義人：中根 光男 (H30. 10. 13 死亡)

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号及び第2号の農地について、当該農地について法第32条第2項及び第3項（これらの規程を法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）

3 上記の農地の所有者等は、この公示日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の所有者・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の所有者）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。